

## 農業・食品産業技術総合研究機構機関リポジトリ運用方針

図書運営委員会

平成28年12月7日

### (目的)

第1条 この方針は、農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において運用する農研機構機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針において「リポジトリ」とは、農研機構において生産・公開された研究成果物（以下「成果物」という。）を、電子的に収集・蓄積・保存し、内外に無償で発信・提供することにより、農研機構の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

### (登録の原則)

第3条 農研機構が公表した成果物は原則としてリポジトリへ登録し、利用に供するものとする。

### (管理・運用)

第4条 リポジトリの管理・運用は、図書情報室において行う。

### (登録者)

第5条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下のとおりとする。

- 一 農研機構に在籍する、又は在籍した役職員等
- 二 情報統括監が特に適当と認めた者

### (登録対象)

第6条 リポジトリに登録することができる成果物は、農研機構における学術的な研究の成果である学術論文（学術雑誌論文、学会発表論文、プレプリント等）、図書、その他公開可能な研究成果等で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- 一 登録者が作成、又は作成に関与したものであること。

二 公開することによって、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第7条 登録者は別に定める登録様式により図書情報室に登録手続を行う。ただし、農研機構が発行する刊行物に掲載した成果物で、ネットワークを通じて配信することを作成者が許諾しているものはこの限りではない。

(利用許諾)

第8条 著作権が登録者にある場合は、前条の登録手続をもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を農研機構に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録者を含む複数の者（共著者）に帰属している場合には、登録者は、あらかじめ関係する全ての著作権者に許諾を得て登録手続を行うものとする。

(成果物の利用)

第9条 図書情報室は、次の各号によりリポジトリに登録提出された成果物を利用する。

- 一 成果物を複製・媒体変換し、書誌情報を付与して電子的蓄積と保存を行う。
- 二 ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
- 三 農研機構内外とのシステム連携を図り、メタデータ及びリンク情報を提供する。

(登録および公開)

第10条 図書情報室は、登録者から提出された成果物について、出版者の著作権、その他登録及び公開に係る支障がないことを調査したうえでリポジトリに登録及び公開する。

(登録の削除)

第11条 リポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、図書情報室はその一部または全部を削除することができる。

- 一 登録者から削除の申請があった場合
- 二 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する、又は社会的に著しく不適切な内容を含むと認められる場合
- 三 その他、情報統括監が特に認めた場合

(免責事項)

第12条 農研機構はリポジトリに登録された成果物を利用することによって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 本運用指針について定めのない事項については、必要に応じ図書運営委員会で審議して定める。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

登録様式（第7条関係）

農研機構機関リポジトリ登録届

年 月 日

登録者

氏名：

所属：

E-mail：

1. 対象となる成果物：（タイトル、掲載誌情報等）  
[ ]
2. 登録確認：  
登録者本人 了承します  
共著者全員 了承します
3. メタデータ ID：  
種別  DOI  NAID  ISBN  その他  
ID [ ]
4. 提出コンテンツのバージョン：  
 著者版  出版社版
5. 権利表示確認（著者）：クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによる表記  
 表示(CC-BY)  その他 [ ]
6. 機関リポジトリでのオープンアクセス公開における条件  
 特になし  日時指定 [ ]  条件付 [ ]
7. 電子版提出の方法  
 著者最終稿  
 オーダー（機関リポジトリ担当者における電子化）
8. 本文フルテキストへのリンク（出版社 URL）  
[ ]
9. 連絡欄  
[ ]

注記：本様式の提出媒体は特に定めない。